

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十二年法律第三十四号）……………1
- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）……………1
- 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）……………1
- 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）……………2
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十五年法律第七号）……………4
- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）……………4
- 道路の修繕に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十二号）……………5
- 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）……………5

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第二条 平成二十年度以降十箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

2～8 （略）

（土地区画整理事業の施行）

第三条 （略）

2・3 （略）

4 都道府県又は市町村は、施行区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

5 国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるもの又は都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適當であると認められるものについては自ら施行し、その他のものについては都道府県又は市町村に施行すべきことを指示することができる。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）

（国の負担の割合の特例）

第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。

一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

- 三 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所の改築
 - 四 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装
 - 五 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項（第一号を除く。）に規定する交通安全施設等整備事業として行われるもの
- 2 4 (略)

(国の補助の割合の特例)

第二条 (略)

- 2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの並びに前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。
- 一 (略)
- 二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十条に規定する道路

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）

(用語の定義)

- 第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。
- 2 (略)

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 都道府県道
- 四 (略)

(国道の維持、修繕その他の管理)

- 第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。
- 2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境

界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。

(附帯工事に要する費用)

第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(受益者負担金)

第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)

別表(第三条関係)

事業の区分		事業主体				国の負担割合
道路	一般国道(道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。)又は主要な県道(同法第七条第一項の規定による県道をいう。)若しくは市町村道(同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。)として政令で定めるものの新設又は改築(次に掲げるものを除く。)	市	町	村	市町村	四分の三の範囲内で政令で定める割合 十分の七の範囲内で政令で定める割合 十分の八 三分の二
	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの				市町村	三分の二

○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)

(目的)

第百九十八条 (略)

2 (略)

3 この節において「道路整備事業」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第一号若しくは第二号の高速自動車国道若しくは一般国道又は主要な同条第三号若しくは第四号の都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものの新設、改築、維持及び修繕(以下この節に

において「道路の整備」という。）に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。
4～7 (略)

○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）

第一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）の修繕に要する費用の一部を補助することができる。

2 (略)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

2 (略)

3 第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。但し、地方公共団体は、政令の定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

（離島振興計画）

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。

2～9 (略)